

「利用規約」新旧対照表

2026年4月16日付改定

下線部分は改定部分

新	旧
<p><u>第 18 条の 2 (取扱暗号資産の廃止等に伴う処理)</u></p> <p><u>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社の判断により、取扱暗号資産の廃止等を決定することができるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>(1)法令、政策及び社会情勢の変化等により、当該暗号資産の取扱継続が困難と判断した場合</u></p> <p><u>(2)当該暗号資産の流動性が著しく低下した場合</u></p> <p><u>(3)ハードフォーク等のブロックチェーン分岐により、当該暗号資産の仕様に重大な変更が生じた場合</u></p> <p><u>(4)その他、当社が取扱継続を適当でないと判断した場合</u></p> <p><u>2.前項に基づき取扱暗号資産の廃止等を決定した場合、当社は事前に当社ウェブサイトにてお客様に通知するものとします。なお、当該通知には資金決済に関する法律第 63 条の 20 第 3 項で定める公告を含みますが、それに限られないものとします。</u></p> <p><u>3.当社は、第 1 項の決定に基づき、お客様が保有する当該暗号資産について、以下の手続きに従い処理を行います。</u></p> <p><u>(1)当社は、廃止決定の通知から 30 日間の猶予期間を設け、お客様による他の暗号資産交換業者等への移管又は当該暗号資産の売却、若しくはそれら両方を可能とします。</u></p> <p><u>(2)前号の期間経過後、当社は当該暗号資産</u></p>	<p>新設</p>

<p><u>を適切な時期及び方法で売却し、日本円に換算してお客様の口座に入金します。</u></p> <p><u>(3)売却価格は、直近の当社が提供したレートその他市場の動向等を鑑みて、当社が適切に決定するものとし、お客様は当該売却価格に対し異議を述べないものとします。</u></p>	
---	--

以上